

決裁	課長	係長	担当者

# 美容所開設者地位承継届

令和 年 月 日

(宛先) 福岡市保健所長

住所  
届出者  
ふりがな  
氏名

S・H 年 月 日生

被相続人との続柄

※法人にあっては、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名

次のとおり開設者の地位を承継したので、美容師法第12条の2第2項の規定により届け出ます。

譲渡人又は被相続人の氏名 (法人にあっては、譲渡した法人又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の名称及び代表者の氏名)	
譲渡人又は被相続人の住所 (法人にあっては、譲渡した法人又は合併により消滅した法人若しくは分割前の法人の主たる事務所の所在地)	
施設 の 名 称	
施設 所 在 地	福岡市 区
検 査 確 認 年 月 日 及 び 番 号	年 月 日 第 号
事業譲渡又は相続開始年月日 (法人にあっては、事業譲渡又は合併若しくは分割の年月日)	年 月 日

## ○添付書類

- 事業譲渡により開設者の地位を承継する場合
  - 営業の譲渡が行われたことを証する書類（譲渡契約書の写し等）
  - 届出者が法人の場合にあっては、届出者の登記事項証明書
  - 届出者が外国人の場合にあっては、住民票の写し（住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等を記載したものに限る。）
- 相続により開設者の地位を承継する場合
  - 次の①又は②
    - 被相続人の戸籍謄本、除籍謄本及び改製原戸籍など（※原本持参）
    - 法定相続情報一覧図の写し（※原本持参）  
(被相続人が亡くなったこと及び相続権を有するもの全員を確認できる書類)
  - 相続人が2人以上ある場合において、その全員の同意により開設者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあっては、その全員の同意書（様式第4号の3）
- 合併又は分割により開設者の地位を承継する場合
  - 合併後存続又は設立された法人若しくは分割により営業を承継した法人の登記事項証明書
- その他保健所長が必要と認める書類